

# 公募型プロポーザル説明書

## 1 業務概要

### (1) 業務名

カーボンニュートラル・海洋プラスチックゼロの実現に向けた次世代「未来共創」プロジェクト推進業務

### (2) 業務の目的

若者が環境問題を自分事として考え、行動するきっかけや気づきを得られる場をつくり、アントレプレナーシップ（急激な社会変化を受容し、新たな価値を生み出していく精神）を育むことで、GSHIP 参画会員や大学等と連携した若者主体のオープンイノベーションの実践へとつなげていくとともに、若者を巻き込みながら、これらの取組を情報発信することで、県民への環境問題に対する理解促進と意識醸成を図る。

### (3) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

### (4) 履行期間

契約締結日から令和6年3月29日（金）まで

### (5) 予算額

4,000 千円

## 2 注意事項

### (1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請について

公募型プロポーザル参加希望者は、公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付し、期限までに提出しなければならない。

#### ア 提出書類

- ・様式1「公募型プロポーザル参加資格確認申請書」
- ・様式2「会社概要」
- ・様式3「電子データの保存等に関する申出書」

#### イ 提出期限

令和5年8月29日（火） 午後5時まで

#### ウ 提出場所

広島県 環境県民局 環境保全課 瀬戸内海環境戦略グループ

#### エ 提出方法

電子メール、持参又は郵便等による。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）

#### オ その他

(ア) 参加資格確認の結果は、令和5年8月30日（水）までに電子メールにより通知する。

(イ) 参加資格の取り消し

参加資格者確認結果通知を受領した後であっても、下記（3）の企画提案提出届の提出期限までに公告に示す参加資格の要件を満たさなくなった場合又は提出された書類

に虚偽の記載が判明した場合には、参加資格を取り消すとともに、指名停止の措置を行うことがある。

(2) 仕様書等に対する質問について

ア 質問書の提出期限

令和5年8月31日（木） 午後5時まで

イ 提出方法

様式4「仕様書等に対する質問書」により、電子メール(kanhozen@pref.hiroshima.lg.jp)で提出すること。

メールの件名は「次世代未来共創プロジェクト推進業務に関する質問」とし、電子メール送信後、受信の返答がない場合には、担当課に電話等により到達の確認を行うこと。

ウ 質問に対する回答日等

(ア) 回答日

令和5年9月1日（金）

(イ) 留意事項

- ・質問者に対しては、電子メールで回答する。
- ・その他公募型プロポーザル参加者に対しては、県ホームページへの掲載を以って共有する。
- ・ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

エ その他

電話や口頭での質問は受け付けない。

また、提出期限後の質問書については、原則として回答しない。

(3) 企画提案について

上記(1)において参加資格を有すると確認された者は、次の期限までに必要書類を提出するものとし、提案は各者1案とする。

ア 提案書提出場所

広島県 環境県民局 環境保全課 瀬戸内海環境戦略グループ

イ 提案書提出期限

令和5年9月5日（火） 午後5時まで

ウ 提出書類

- ・様式5「企画提案提出届」
- ・提案書 ※別に定める企画提案書作成要領による

エ 企画提案公募を辞退する場合

参加資格確認結果通知書の受領後から委託契約締結までの間に、都合により、企画提案公募を辞退する者、又は、公告の2に示す参加資格の要件を満たさなくなった者は、様式6「企画提案公募辞退届」を提出するものとする。

なお、企画提案公募辞退届が提出されるまでの間に提出された関係書類は、返却しない。

(4) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について

- ア 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。
- イ 上記の通知を受けた者は、広島県環境県民局環境保全課に対して、その理由説明を求められることができる。
- ウ この説明を求める場合は、令和5年9月15日（金）午後5時までに、その旨を記載した書類を提出すること。
- エ 上記に対する回答は、令和5年9月19日（火）までに、書面により行う。

(5) 支払条件

業務完了後の一括払いとする。

(6) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 参加者の負担について

公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(8) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。

(9) 提出された提案書について

ア 提出された提案書は、返却しない。

イ 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。ただし、広島県情報公開条例に基づき公開する場合には、使用することがある。

(10) 権利義務関係の帰属等

本企画提案公募により得た著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、すべて県に帰属するものとする。

また、本企画提案公募に当たり特許権など第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、当該使用した企画提案者が負うものとする。

### 3 契約事項

(1) 公募型プロポーザルに関する要領

物品調達・委託役務業務公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。

(2) 契約事項に関する規則

広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。

(3) 契約保証金

公告に定めるとおり

(4) 地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約

適用なし

(5) 契約方法

企画提案書に基づき、委託予定業者と委託内容等について協議の上、契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容を一部変更する場合がある。

#### 4 添付書類

- 公告の写し
- 説明書様式集
  - ・(様式1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書
  - ・(様式2) 会社概要
  - ・(様式3) 電子データの保存等に関する申出書
  - ・(様式4) 仕様書等に対する質問書
  - ・(様式5) 企画提案提出届
  - ・(様式6) 企画提案公募辞退届
- 仕様書
- 企画提案書作成要領
- 評価基準
- 契約書(案)

#### 【問い合わせ先】

広島県環境県民局環境保全課 瀬戸内海環境戦略グループ

住所 広島県広島市中区基町10番52号(広島県庁南館3階)

担当 樽谷

電話 082-513-2925(ダイヤルイン)

メール [kanhozen@pref.hiroshima.lg.jp](mailto:kanhozen@pref.hiroshima.lg.jp)